

令和3年第4回定例会

(初 日)

令和3年12月3日

令和3年第4回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和3年12月3日（金）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第124号 平川市税条例の一部を改正する条例案
議案第125号 平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第126号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第127号 平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第128号 平川市林野条例の一部を改正する条例案
議案第129号 平川市県営土地改良事業分担金徴収条例案
議案第130号 市道路線の認定について
議案第131号 平川市白岩森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第132号 平川市志賀坊森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第133号 平川市営駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第134号 平川市自然の森の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第135号 平川市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第136号 平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第137号 令和3年度平川市一般会計補正予算（第9号）案
議案第138号 令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第139号 令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第140号 令和3年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第141号 令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案
議案第142号 令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案
議案第143号 令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第3号）案
議案第144号 令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第145号 令和3年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第146号 令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第2号）案

- 第6 請願第1号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願
請願第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書
- 第7 意見要望第7号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について（依頼）

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 對 馬 謙 二 |
| 総務部総務課長 | 佐 藤 崇 |
| 企画財政部長 | 西 谷 司 |
| 市民生活部長 | 一 戸 昭 彦 |

健康福祉部長	工藤伸吾
尾上総合支所長	工藤敢司
経済部長	對馬一俊
建設部長	原田茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤茂樹
教育委員会事務局長	三上裕樹
平川診療所事務局長	宮川厚
会計管理者	三上庚也
農業委員会事務局長	小野生子
選挙管理委員会事務局長	今井匡己
監査委員事務局長	成田満

○出席事務局職員

事務局 長	小田桐 農夫吉
次長 補佐	小田桐 功 幸
総務議事係長	河田 麻子
主 事	對馬 賢也

○議長（桑田公憲議員） おはようございます。

会議に入る前に議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影することを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。

会議中は、常にマスクの着用をお願いします。

本定例会は、タブレットと従来の紙の配付資料を並行して運用します。タブレットを利用される議員は、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態としていただくようお願いします。

また、タブレット操作補助員として、議会事務局職員が議場内に待機しておりますので、操作に不具合がありましたら、挙手でお知らせいただければ、随時対応します。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第4回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、工藤貴弘議員及び6番、工藤秀一議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月26日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日3日から17日までの15日間に決定されました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日3日から17日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3日から17日までの15日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第124号から議案第146号までの合計23件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、令和3年7月分から9月分までの例月出納検査報告書、公の施設の指定管理者監査の結果報告について3件分の提出がありましたので御報告します。

次に、請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願、請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書、意見要

望第7号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について（依頼）の写しを配付しておりますので、御精読願います。

また、意見要望第6号超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望、意見要望第8号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望をタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

そのほか、令和3年第3回定例会以降の議会の諸般事項報告書、令和2年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書、令和3年度上半期平川市公営企業会計業務状況説明書、議会運営委員会委員長より提出された、去る11月26日に開催した令和3年第12回議会運営委員会において、申し合わせしました事項についてタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第124号平川市税条例の一部を改正する条例案から議案第146号令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第2号）案についてまでの23件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長（長尾忠行） 令和3年第4回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。県内での新規感染者数は青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ終了後、減少傾向であり、全国的にも急激に拡大していた感染状況は大幅に改善しております。一方、新たな変異株への感染が国内でも確認されるなど、いまだ予断を許さない状況にあると認識しております。

これから年末年始に向け、人と接触する機会が多くなってまいります。気を緩めることなく、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止対策を引き続きお願い申し上げます。

当市のワクチンの接種状況であります。11月22日時点での接種率は、65歳以上の対象者において、1回目が94%、2回目が93.1%となっており、12歳以上の全接種対象者への接種率は、1回目が85.5%、2回目が83.7%となっております。接種に御協力いただいた関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。3回目の接種については、今月から医療従事者より実施することとしており、その後、高齢者施設入所者を来年1月、65歳以上を2月、64歳以下を4月から行う予定であります。

私は今年度も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、学校給食の無償化など、市独自の取組を実施してまいりました。引き続き、社会経済活動の回復に向けて、感染防止対策の徹底を前提としつつ、各種施策を実施してまいりたいと考えております。

続いて、当市の基幹産業である農業について申し上げます。

米においては、東北農政局の発表によりますと、青森県津軽地域の作況指数が102のやや良、予想反収では640キログラムとされております。また、一等米比率では、前年を下回る結果となったものの、青森県のブランド米である青天の霹靂においては、一定の品

質・収量が確保されたところでもあります。一方で、近年の食の多様化による米離れ、さらには、コロナ禍における外食産業の停滞に伴う在庫過剰により、本年産の生産者概算金が、全国的に大幅に引き下げられる中、本県においては、過去最大の下落幅となるなど、生産現場に深刻な影響を与えております。

このため、本市においては、稲作農家に対し、経営所得の安定を図り、来年の生産に向け営農意欲を維持していただくため、緊急支援策として、4つの事業を実施いたします。今後も、国が行う米の需給対策や米価の動向を注視するとともに、関係機関と連携しながら、セーフティーネット制度への加入促進や低コスト栽培の導入、高収益作物への転換など、経営所得の安定に向け一層取り組んでまいります。

りんごについては、夏場の高温・干ばつの影響により小玉傾向であり、前年と比べ収量は少なめですが、市場価格は現在のところ、堅調に推移していることから、今後、販売が本格化する主力品種のふじの価格についても、好調に推移することを期待しております。

観光分野では、今年も先月19日から、平賀駅前広場や中央公園をメインに、ひらかわイルミネーションプロムナードを実施しています。恒例となった約400個の台湾ちょうちんに加え、中央公園入り口のLEDのトンネルや鹿児島県南九州市の竹を利用した竹キヤンドルが彩りを添えております。来年2月14日までの期間中、多くの方に御覧いただきたいと思っております。

新本庁舎建設工事ではありますが、6月より進められてきた鉄骨の組立てが先月末で完了し、現在は外壁の施工が行われています。今後、サッシの取付けや内装の仕上げ、建物内の配管、配線工事を行う予定であり、来年7月の完成に向け順調に進んでおります。

以上、諸般の報告について申し上げます。

今後も、市の将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現を目指し、各施策に全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第124号、平川市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、市民税の非課税範囲の規定等を改正するため提案するものであります。

議案第125号、平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、礎ヶ関小学校の改築に伴い、位置を変更するため提案するものであります。

議案第126号、平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、事業者が書面等により行う規定について、電磁的方法による対応を追加するため提案するものであります。

議案第127号、平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため提案するものであります。

議案第128号、平川市林野条例の一部を改正する条例案につきましては、県営砂防事業の実施に伴う市有林の一部売却等により面積を変更するため提案するものであります。

議案第129号、平川市県営土地改良事業分担金徴収条例案につきましては、県営土地改

良事業に係る受益者からの分担金の徴収に関して必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第130号、市道路線の認定については、苗生松地区の宅地開発で整備された道路について、認定するものであります。

議案第131号、平川市白岩森林公園の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてから議案第136号、平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてまでは、いずれも平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第137号、令和3年度平川市一般会計補正予算（第9号）案につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,859万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ217億6,358万8,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容としましては、1点目に、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、プレミアム付商品券発行に要する事業費を計上し、繰越明許費を設定したこと。2点目に、ひらかわドリームアリーナ駐車場整備事業において、土地開発基金で用地の先行取得を行うこととし、来年度の事業実施の際に、基金から買い戻す費用について債務負担行為を設定したこと。3点目に、白岩森林公園など4施設について、令和4年度以降の指定管理のため債務負担行為を設定したこと。4点目に、令和4年度以降、工事の施工時期の平準化や、年度初めからの契約が必要な施設維持管理業務等に係る予算措置の適正化を図るため、ゼロ市債と呼ばれる債務負担行為の設定を行ったことなどであります。

まず、歳入の主なものでありますが、15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,441万9,000円を追加し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金302万1,000円を新規計上しております。16款県支出金では、介護施設等感染拡大防止対策事業費396万6,000円を新規計上しております。17款財産収入では、市有地売却・物件移転補償による不動産売払収入1,643万2,000円を追加しております。18款寄附金では、企業版ふるさと納税530万円など、計562万5,000円を追加しております。19款繰入金では、財源調整分として、財政調整基金繰入金を1,854万2,000円追加しております。20款繰越金では、9月定例会で御承認いただきました令和2年度決算の内容に基づき、5,868万4,000円を追加しております。21款諸収入では、令和2年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算による返還金2,648万4,000円を新規計上しております。

次に、歳出であります。2款総務費では、新本庁舎LAN環境構築業務委託料4,653万円を新規計上し、繰越明許費を設定したほか、東京2020聖火リレー実施事業委託料を実績により315万9,000円減額しております。3款民生費では、高齢者施設等設備整備・改修補助金698万7,000円を新規計上しております。4款衛生費では、健康管理システム改修業務委託料288万8,000円を新規計上しております。7款商工費では、令和4年度向け、プレミアム付商品券を発行するため、ひらかわ得トク商品券発行事業に要する費用7,559万2,000円を新規計上し、繰越明許費を設定しております。10款教育費では、児童生徒用の学習支援ソフトの使用料として、613万1,000円を追加しております。12款公債費では、令和2年度の起債に係る償還額確定に伴い、長期債元金1,010万1,000円を減額しております。以上が、一般会計補正予算案の主な内容であります。

議案第138号、令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案につきましては、歳入歳出それぞれ758万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億6,044万3,000円とするものであります。補正の内容は、人件費を追加するほか、前年度の交付金を精算するものであります。

議案第139号、令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算(第2号)案につきましては、歳入歳出それぞれ1,880万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ40億2,489万円とするものであります。補正の内容は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金による財源調整を行うほか、介護給付費等について上半期の実績に基づき調整を行うものであります。

議案第140号、令和3年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案につきましては、歳入歳出それぞれ906万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,906万9,000円とするものであります。補正の内容は、令和2年度決算に基づき前年度繰越金及び保険料の調整等を行うものであります。

議案第141号、令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算(第2号)案につきましては、歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,800万7,000円とするものであります。補正の主な内容は、市債償還元金の確定による減額であります。

議案第142号、令和3年度平川市学校給食センター特別会計補正予算(第3号)案につきましては、令和3年度当初からの施設維持管理業務について、債務負担行為を設定するものであります。

議案第143号、令和3年度平川市簡易水道特別会計補正予算(第3号)案につきましては、歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,169万7,000円とするものであります。補正の主な内容は、葛川地区及び小国地区の簡易水道電算システム管理等委託料63万8,000円を新規計上するものであります。

議案第144号、令和3年度平川市水道事業会計補正予算(第2号)案につきましては、人件費の調整のため収益的支出5万2,000円を追加するものであります。

議案第145号、令和3年度平川市下水道事業会計補正予算(第2号)案につきましては、人件費の調整のため収益的支出10万円を追加するほか、工事費等に係る国庫補助金及び企業債を追加するため資本的収入530万円を追加するものであります。

議案第146号、令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算(第2号)案につきましては、立木売払収入2万3,000円を追加するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ御説明申し上げます。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。議案の説明を終わらせていただきます。

なお、提出議案の説明に当たり、議案第142号において「令和3年度当初からの」と申し上げましたが、正しくは「令和4年度当初からの」でありました。訂正しておわび申し上げます。

(市長降壇)

○議長（桑田公憲議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表（案）について、配付しておりますので御参照願います。

なお、議案第131号から議案第136号までの6件の指定管理者議案については、施設の所管課を基準に付託しております。

議案第124号平川市税条例の一部を改正する条例案から議案第146号令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第2号）案までの23件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

なお、発言の際は、挙手した際に議席番号を告げてください。

また、会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

御質疑ありませんか。

16番、齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 議案第137号令和3年度平川市一般会計補正予算（第9号）案についてお尋ねします。63ページ、「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」というところです。ここの事項にひらかわドリームアリーナ駐車場整備事業（用地先行取得分）2,657万3,000円限度額が書かれております。期間が令和4年度となっておりますが、この用地取得までのスケジュール、そして取得面積等具体的にお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） ひらかわドリームアリーナ駐車場整備事業の用地取得までのスケジュールをお答えさせていただきます。

用地取得については、今回の債務負担行為の補正が可決となりますと、来年1月をめぐりに地権者と土地売買契約の仮契約を締結いたします。今回取得する土地が8,304平米でありまして、金額が2,653万円という形になりますので、金額が2,000万円以上で、なおかつ面積が5,000平米を超えているということで、売買契約の締結には議会の議決を入れる必要があるということから、令和4年3月議会に、土地売買契約の締結に係る議案を提案させていただきたいと考えています。それが可決となれば本契約となって、今年度中に用地を取得するというような予定となっております。

○議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第127号についてお尋ねします。

出産育児一時金の支給額でございます。これもともとはたしか42万円というふうに記憶しております。今回の部分、40万4,000円を40万8,000円に改めると。ということは、元の42万円と比較した場合に相当の減額になると想定されるわけです。この件について御説明願います。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 出産育児一時金の改正について御説明いたします。

まず、この出産育児一時金ですが、健康保険法施行令で総額42万円と定められており、平川市国保でもそれに準じて定めているところでもあります。42万円の内訳ですけれども、現行で言いますと、出産一時金本体が40万4,000円、これにプラス産科医療補償制度の掛金として1万6,000円が加算され、加算された後で総額42万円となっております。

この産科医療補償制度ですけれども、これは出産時に事故とかで重度の脳性麻痺とかそういった場合に、補償金として総額3,000万円が支払われるという、いわゆる出産時の事故の保険のようなもので、この掛金を加えて42万円というふうになっております。

出産育児一時金につきましては条例で定めておまして、加算する掛金については規則で定めていると。この両方合わせて42万円になるわけですけれども、今回改正の経緯といたしましては、この保険の掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げられます。この引き下げられた分、これが子育て支援の対策として42万円を維持すべきという考え方から、引き下げられた4,000円分をこの本体の一時金のほうに加算して、結局総額としましては42万円を維持するということでもありますので、今回の改正、条例だけ見てみますけど、規則と合わせて総額42万円ということには変わりはありません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そうすると42万円にするためには、本人負担保険料1万6,000円頂くとということでしょう。足して42万円を保持すると。ということは、これがないときは42万円を頂いて、ただ、いろんな病気とか何かの関係、補償の部分はなかったかもしれませんけれども。向こうでも頂いたのは、今回は保険でカバーするということは、本人は逆に1万6,000円、3万2,000円負担するような、実際的にはお金は動かないですけれどもね。42万円を確保するんでしょう。確保するためには1万6,000円の保険を支払うと。本人負担してもらおうと。それで足して42万円ということで、これは一種の掛け捨てというふうになろうかと思えますけれども、これどうだろう。少子化対策の関係から全額公費負担できないものかな。

あるいは、ここに盛られている市長が必要があると認めるときの3万円、上限がございまして。この上限の3万円というのは何に使って、どういうふうなことになっているのか。市長が認めるとは何を認めるのか。その点も併せて、もう一度答弁願います。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） まず、この出産育児一時金42万円は、本人に支払われるというよりも病院に支払われます。例えば出産費用が43万円の場合は、42万円市から払われて、差額の1万円が本人負担するという流れです。例えば41万円の出産費用の場合は、41万円市から出て、差額の1万円は本人に申請してもらって本人に払うということなので、42万円は定額で支払われます。

ただ要件としましては、出産育児一時金の対象となるのは、妊娠4か月を超した場合は出産育児一時金の対象となります。この保険が加算されるのは、妊娠22週以上を超えた場合は、保険の分加算されて、22週以上の場合は一律42万円となりますので、本人負担は、あくまでも出産費用の42万円をオーバーした場合は、その費用を支払うということになります。

上限3万円ということなんですけれども、この産科医療補償制度が創設されたのが平

成21年です。そのときの保険料の掛金というのが3万円でしたので、その上限として、健康保険法では3万円を上限とするというふうに定めております。ですがその後、この3万円残ってるというのは、産科医療補償制度を運営するに当たって、掛金は変動し得るということであって、あくまでも条例では上限を定めたものであって、新旧対照表にも書いてありますとおり、この加算する額というのは規則で定めることとなっておりますので、あくまでも上限だけで、規則自体で今現在1万6,000円から、今回1万2,000円ということで、加算する額は別に規則で定めているというものであって、あくまでも加算は掛金でありますので、その辺は御理解いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） これ、産科の医療費は年々高くなっているんですね。医療費がね。42万円というのは分かっていますよ。過去にも私一般質問やりました。例えば42万円を超えた、例えば極端に言うと、帝王切開するとこれは相当の金額になって本人負担ですよ。42万円から超えるんですよ。その他の入院期間で、何かの事情あって予想以上に入院した場合、それも別計算で本人負担と。いろんなその声があるんですよ。そう言ったこともありますから、42万円自体は、私は安いんだという考え方も一つなんです。それをあえて今、高度の障がい、3,000万円補償する。確かに障がいは障がいだけでも、ただこの1万6,000円というものを本人負担させるというのは、果たしてどうなのかな。それを全額あるいは半額でも少子化対策として、公費負担すべきとそういうふう考えるんだけど、一般質問みたいな内容になるかも分からないんだけど、市長その点についてちょっと教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） まず、加算金の1万6,000円は、あくまでも本人負担ではなく公費負担ですので、本人が負担するものではございません。あと、出産費用の状況ですけれども、今年度平川市国保で申しますと、11月末現在では双子と死産の方を除いた件数としましては全部で8件ございます。この8件を見て平均を出しますと、1件当たりの出産費用は、今年度の場合43万1,000円という状況です。42万円を超えた出産が8件のうち5件、42万円以下の出産は3件と、こういった出産費用の状況ですけれども、市としましては独自に上乘せするという事は考えておりません。

今週の火曜日ですけれども、国では子育て支援に関する新たな政策パッケージを公表しております。このパッケージの中に、出産育児一時金の増額について検討するという、それに取り組む方針が示されておりますので、今後国では増額に向けて協議がされていくこととなりますので、市としましてはその動向を注視していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） ほかに御質疑ありませんか。

市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 出産育児一時金42万円が今現行でいくと、40万4,000円の本体分と保険の掛金1万6,000円を合わせて42万円支払うので、あくまでも保険の掛金に相当する分は市で、公費で支給しますので、本人が負担するというようなものではございませんので、その保険料込みで42万円を支給するというのが出産育児一時金ですので、あくまでも超えた分の出産費用は本人負担になりますけれども、保険に関する分はあくまでも一時金の中に含まれますので公費負担となります。

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第124号から議案第146号までの23件を配付しております委員会付託一覧表（案）のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの23件は、委員会付託一覧表（案）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6、請願の付託に入ります。

初めに、請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願、請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書の2件について、一括議題とし、紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

16番、齋藤律子議員、登壇願います。

（齋藤律子議員登壇）

○16番（齋藤律子議員） 16番、齋藤律子です。請願第1号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から2020年産米の過大な流通在庫が生まれたのは、御承知のとおりです。しかし、政府が有効な手立てを取らなかったため、政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は国が責任を持って市場隔離すべきであり、政府の責任による緊急買入れなどの特別な隔離対策が不可欠だったと請願趣旨は訴えています。

今回、政府は米価暴落対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業の2020年産米、37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。2022年11月以降にそれが先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回ることになり、2022年産米に影響が出ることは必至です。同時に国内需給には必要がないミニマムアクセス米、輸入米は農協協定上は輸入機会の提供に過ぎないのに毎年77万トンも輸入されている現実があります。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されることなく余っているものを輸入する事態が続いてきました。せめてバターや脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが今求められていると思います。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的な事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには従来の政策的枠組みにとらわれない、そのときの対策が求められているのではないのでしょうか。

以上のことから、請願事項にもある1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。2. 政府が買

い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。
3. 国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。この3点について、平川市議会でも意見書を政府関係機関に提出して下さるよう紹介議員としても心からお願いを申し上げます。以上、請願第1号に対する趣旨説明を終わります。

続いて、請願第2号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書に関する請願書について紹介議員として趣旨説明を行います。

再審法は請願書にも書かれているとおり、500を超える条文がある刑事訴訟法のうち19だけで、しかも70年以上、一度も改正されることがないと書かれています。現行の刑事訴訟法が施行されてから、これまで多くの再審請求がされてきましたが、再審開始が認められたのはその一部に過ぎなかったと請願でも述べています。

しかし、その中でも再審開始が認められ、再審の結果無罪となった事件は少なくなく、近年では平成22年の栃木県で起きた足利事件、平成23年の茨城県で起きた布川事件、平成24年の東京電力女性社員殺害事件、平成31年の松橋事件、熊本です。令和2年の湖東記念病院事件、滋賀県で起きたこの事件など無罪となっています。

このように、再審無罪事件が後を絶たないことから、再審に関する国民の関心が高まったことを受けて、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則第9条第3項では、再審制度の在り方について検討することが求められてきました。

しかし、現在に至るまで再審法の改正は残念ながら全く行われておりません。これまでの再審無罪事件を通して明らかになった大きな問題が2つあります。1つは、捜査段階で集められ、検察官が保管している証拠の全部が開示されないことです。再審を請求している人の無罪に結びつく可能性のある証拠があった例は少なくないと請願の趣旨では述べています。二つ目は、再審開始決定に対して検察官の不服申立てが許されるために、実際に再審の審理が開始されるまでに長い期間を要することです。再審を求めている人が、もし冤罪の被害者だったとしたら、その人に対する救済がいたずらに先送りされてしまいます。日本の再審規定のルーツであるドイツは50年以上前に検察官の不服申立てを禁じています。

以上の趣旨から請願項目1. 検察官が保管する証拠の全面開示を義務づけること。2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めないこと。この2点につき平川市議会でも請願の趣旨に賛同し早急に再審法の改正を行うように国会、政府に対し意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

以上、紹介議員としての趣旨説明を終わります。

（齋藤律子議員降壇）

○議長（桑田公憲議員） 以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

会議規則第141条の規定により、請願第1号は、建設経済常任委員会に付託します。

次に、請願第2号は、総務企画常任委員会に付託します。

日程第7、意見要望の付託に入ります。

意見要望第7号西和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書の提出について（依頼）を議題とします。

意見要望第7号は、議会運営委員会で協議の結果、会議規則第145条の規定により、

その内容が請願に適合するものとして請願に準じた取扱いとします。

意見要望第7号は、会議規則第141条第1項の規定により、建設経済常任委員会に付託します。

次に、お諮りします。

6日、7日は議案熟考のため、8日は常任委員会開催のため、9日、10日、16日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、6日から10日まで及び16日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は13日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時04分 散会